

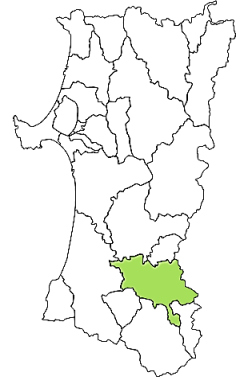
令和3年11月発行 No.3-9 (鶏)
埼玉県川越家畜保健衛生所
電話：049-225-4141
FAX：049-226-9653
緊急携帯：090-7191-3473
Eメール：r254141@pref.saitama.lg.jp
(夜間、土日祝日は緊急携帯に転送)

家畜衛生だより

今季初

高病原性鳥インフルエンザ発生！

秋田県の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザ (H5N8 亜型) の疑似患畜が確認されました。



農場の概要

所在地：秋田県横手市
飼養状況：採卵鶏 約14万3千羽

経緯

11月9日：死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、農場への立入検査を実施。鳥インフルエンザの簡易検査を実施し、陽性が判明。
11月10日：遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることが確認。

他にも、北海道の野鳥から低病原性鳥インフルエンザが検出されるなど、今シーズンも厳重な警戒が必要です。

鳥インフルエンザウイルスの侵入を防ぐために、



☆防鳥ネット等の野生動物侵入防止対策の確認
☆人・車両の出入りの厳重管理
☆農場周辺、畜舎周辺の消石灰散布などの消毒の徹底



をお願いします。

また、飼養している家さんの健康状態を毎日観察し、死亡羽数の増加等いつもと違う様子が見られたら、家畜保健衛生所まで連絡をお願いします。

鳥インフルエンザに関する最新情報(農林水産省) <https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/>



家畜衛生だより3-6でお知らせしました「飼養衛生管理基準の自己点検」について、令和4年3月まで毎月実施しましょう
点検結果は、毎月10日までに報告してください！